

2 職員団体の結成

職員団体とは、職員の勤務条件の維持改善を図ることを主な目的として、職員が主体となって組織する団体のことです。

職員には、職員団体の結成や、職員団体への加入の自由が認められており、いわゆるオープン・ショップ制が採られています。

管理職員等（※）とそれ以外の職員は、同一の職員団体を組織することができないこととされています。

（※）管理職員等には、次の5つの類型があります。

① 重要な行政上の決定を行う職員	事務次官、官房長、局長など
② 重要な行政上の決定に参画する管理的地位にある職員	本省部長、参事官、課長、管区局長、部長など
③ 職員の任免に関して直接の権限を持つ監督的地位にある職員	本省人事担当課長、管区人事担当部課長、府県局長、総務部長、出先人事に関する実質的権限を有する機関の長など
④ 職員の任免、分限、懲戒若しくは服務、職員の給与その他の勤務条件又は職員団体との関係についての当局の計画及び方針に関する機密の事項に接し、そのためにその職務上の義務と責任とが職員団体の構成員としての誠意と責任とに直接に抵触すると認められる監督的地位にある職員	本省課長補佐（総括、管理、人事、予算）、人事係長、予算係長、庁舎係長、管区課長補佐（総括、管理）、府県課長、府県課長補佐（管理）など
⑤ その他職員団体との関係において当局の立場に立って遂行すべき職務を担当する職員	秘書、人事係員、労務係員など